

第9 日本政策金融公庫(生活衛生資金貸付)の融資

1 公庫設立年月日及び目的

株式会社日本政策金融公庫(平成20年10月1日設立)

国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行(国際金融等業務)が統合

株式会社日本政策金融公庫法(平成19年5月25日法律第57号) (目的)

第一条 株式会社日本政策金融公庫は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって国民生活の向上に寄与することを目的とする株式会社とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 生活衛生関係営業者 前条に規定する国民一般のうち、生活衛生関係営業(生活衛生関係の営業として 政令で定める営業をいう。以下同じ。)を営む者であって、生活衛生同業組合その他の政令で定めるもの をいう。

政策金融改革の流れ

『政策金融改革の基本方針』 <基本方針の決定> 経済財政諮問会議 (H17.11.29) ・政策金融の機能の見直し、縮減 『行政改革の重要方針』 · 対GDP比半減目標 閣議決定 (H17.12.24) 政策金融機関の再編の基本方針 『行政改革推進法』成立 ①5機関を統合し、一つの新政策金融機関へ (H18, 5, 26) ②商工中金と政策投資銀行は完全民営化 ③公営企業金融公庫を廃止 危機対応体制の整備 『政策金融改革の制度設計』 ⇒行政改革推進本部で決定(H18.6.27) 旧体制(平成18年度末) ○旧8機関(90.2兆円) ※数字は貸出残高 海 「営企業 民 林 『株式会社日本政策金融公庫法』『株式 凼 組 振 生 漁業 協 会社日本政策金融公庫法の施行に伴う 金 経 分策投資 合中央 活 興 融 済協力 関係法律の整備に関する法律』 不金融 i 金融 金 開 銀 融 融 発 7 行 (国会提出 H19.2.27, 公布 H19.5.25) 銀 金庫 公庫 公庫 公庫 庫 融 亩 19 行 8 公庫 <株式会社日本政策金融公庫法の骨子> 9 |借款 兆 8 $\widehat{2}$ 6 1)目的 14 25 8 Ħ 2)組織・会計経理等 $\widehat{1}$ 兆 3 0 ①政府の株式全額保有 円 兆円 兆円 11 兆 兆 ②主要施策毎の勘定区分 兆 兆 訶 円 4 円 頖 ③予算の国会議決等の国の監督 兆 3 ④国庫納付 Ű 兆円 3) 業務 ①行革推進法の業務限定を忠実に反映 ②危機対応業務 4) 設立規定等 新体制(平成20年10月1日) 国際協力機構 完全民営化 廃止 株式会社日本政策金融公庫 (JICA) に統合 注)沖縄振興開発金融公庫の統合時 『株式会社日本政策金融公庫』 期け未定 分離(平成24年4月1日) 平成20年10月発足 株式会社国際協力銀行

2 貸付制度の概要

(1) 貸付対象・資金使途

	区 分	一般貸付制度 及び振興事業貸付制度	生活衛生関係営業経営改善資金特別貸 付 制 度
	(対象業種) ① 会社及び個人	(資本金又は) 又 (常時使用する) は (従業員の数)	(常時使用する) 従業員の数
	食肉販売業,食鳥肉販売業,氷雪販売業	5,000万円以下 50人以下	
貸	飲食店営業, 喫茶店営業, 理容業, 美容業, 浴場業 (一般公衆浴場業・サウナ 営業・その他公衆浴場業)	5,000万円以下 100人以下	5人以下
付	旅館業	5,000万円以下 200人以下	20人以下
対	食肉卸売業,食鳥肉卸売業,氷雪卸売業	1 億円以下 100人以下	5人以下
象	興行場営業 (映画, 演劇又は演芸にかかるものに限る。)	3 億 円 以 下 100人以下	20人以下
	クリーニング業	3 億円以下 300人以下	5人以下
	② 組合等 生活衛生同業組合,生活衛生同業小組合, 生活衛生同業組合連合会,事業協同組合等		
	③ 理容師・美容師養成施設の開設者		
資金は	① 会社及び個人:設備資金,運転資金(振興	3事業貸付,生活衛生関係営業経営改	文善資金特別貸付等)

使 ② 組合等:設備資金,共同購入運転資金,運転資金(振興事業貸付等)

途

(2) 貸付制度概要

区分	貸付対象	貸付限度額
一般貸付	I 会社・個人 (対象業種) 1 飲食店営業 ・そば・うどん店 ・中華料理店 ・すし店 ・料理店 ・料理店 ・料理店 ・料理店 ・社交業 ・その他飲食店 2 喫茶店営業 3 食肉販売業 4 氷雪販売業 5 理容業 6 美容業 7 興行場営業 (映画,演劇,演芸にかかるものに限る。) 8 旅館業 9 浴場業 ・一般公衆浴場業 ・サウナ営業(注1) ・その他公衆浴場業 ・サウナ営業(注1) ・その他公衆浴場業 ・サウオ営業(注2) 10 クリーニング業 11 理容師・美容師養成施設の開設者 Ⅱ 組合等 生活衛生同業組合,同小組合及び同連合会 事業協同合等 一般社団法人等 専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人 (理容師・美容師養成施設の整備に要する資金に限る。)	設備資金 7,200万円 ただし, クリーニング業(注3) 1億2,000万円 興行場営業 2億円 旅館業 4億円 一般公衆浴場業 3億円 ・既存の一般公衆浴場で2施設以上の場合 4億8,000万円 ・既存の一般公衆浴場にかかる借地契約の更 新又は借地の買取の場合 別枠1億5,000万円 サウナ営業 2億円
振興事業貸付	I 振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合及び同小組合の組合員(対象業種) 1 飲食店営業 2 喫茶店営業 3 食肉・食鳥肉販売業 4 氷雪販売業 5 理容業 6 美容業 7 興行場営業(映画,演劇,演芸にかかるものに限る。) 8 旅館業 9 浴場業(一般公衆浴場業に限る。) 10 クリーニング業 ■ 振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合及び同小組合(対象業種)上記Ⅰに同じ	(理・美容師養成施設 1億8,000万円) 設備資金 1億5,000万円 ただし, 一般公衆浴場業(別枠) 1億5,000万円 クリーニング業(注3) 3億円 現行場営業 7億2,000万円 旅館業 7億2,000万円 (設備資金とは別枠) 振興事業設備資金及び共同購入運転資金の合計 生活衛生同業組合 2億1,600万円 同小組合 8,000万円 振興事業運転資金 生活衛生同業組合 9,000万円 同小組合 4,000万円
	Ⅲ 厚生労働大臣が振興指針を公示した業種に係る 生活衛生同業組合連合会 (対象業種) 上記Ⅰに同じ	振興事業運転資金 9,000万円

- (注1) 都道府県生活衛生営業指導センターからの意見書の交付を受けたものに限る。
- (注2) その他公衆浴場業については、生活衛生関係営業東日本大震災復興特別貸付(直接被害関連に限る。)及び生活衛生関係営業平成28年熊本地震特別貸付(直接被害者に限る。)に限る。
- (注3) クリーニング取次業 (平成16年4月16日現在クリーニング業を営んでいた者であって,同日以降クリーニング取次業に業態転換したものに限る。)の貸付限度額は4,800万円。

	区分		貸付対象	貸付限度額
災害貸付			I 会社・個人 (対象業種) 一般貸付のIに同じ(その他公衆浴場 業は除く。) II 組合等 一般貸付のIIに同じ	設備資金・運転資金 (注) 災害ごとに上乗せ3,000万円 (注)運転資金は、振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係営業者に限る。 設備資金・運転資金 (注)・共同購入運転資金 災害ごとに上乗せ5,000万円 (注)運転資金は、振興事業貸付のⅠ及びⅢに同じ。
生活衛生 営業経営改善 生民政善			・生活衛生同業組合理事長等の推薦を受けた者 ・営業許可等の推薦要件を満たす者 (対象業種) 一般貸付のIに同じ(その他公衆浴場 業は運転資金に限る。)	設備資金及び運転資金の合計で1,000万円 (ただし,平成31年3月31日までは2,000万円)
特	環境対策等関連施設貸付	防災・環境対策資金	・消防設備の設置又は整備を行う者 ・耐震診断を行う者及び事業継続計画を 策定し、同計画に基づき耐震に資する 施設等の導入を行う者 ・アスベストの発生及び飛散の防止のため、施設等からのアスベストの除去等 を行う者 (対象業種) 一般貸付のIに同じ(その他公衆浴場 業は除く。)	設備資金及び運転資金それぞれの貸付限度額に上乗せ3,000万円 (ただし、運転資金については、耐震診断、耐震改修に伴い必要となる資金及びアスベストの除去等に必要な資金に限る。)
例	新企業育成・事業安定等	地域活性化・雇用安定資金	・従来に比べて事業所全体で2人以上 (一定の要件に該当する場合は1人 以上)の人材確保が見込まれる者 ・店舗・事務所等を地方に新設もしく は増設し、地方で新たに若年者を雇 用する者 ・地方版総合戦略により、地方創生に 資する事業として地方公共団体が認 めた事業を行う者 (対象業種) 一般貸付のIに同じ(その他公衆浴場 業は除く。)	設備資金及び運転資金合算で上乗せ3,000万円
貸付	定等貸付	生活衛生関係営業	創業しようとする者又は創業後おおむね7年以内の者であって、一定の要件を満たす者(対象業種)一般貸付のIに同じ(その他公衆浴場業は除く。)	一般貸付,振興事業貸付の貸付限度額
	健康・福祉増進関連事業施設貸付	福祉増進資金	福祉増進関連事業を実施する者 (対象業種) 一般貸付の I に同じ (その他公衆浴場 業は除く。)	設備資金 上乗せ3,000万円 (ただし、上乗せ限度額は廃止された受動喫煙防 止資金と通算で3,000万円)

区	:分		貸 付 対 象	貸 付 限 度 額
	衛生環境激変対策特別貸付	い変化 い支障 する者 (対象	E又は食中毒の発生による衛生環境の著し とに起因して,衛生水準の維持向上に著し 章を来しており,かつ,所定の要件に該当 (支業種) 貸付の I に同じ(その他公衆浴場業は除	(別枠) 運転資金 衛生環境の激変事由ごとに1,000万円
特別貨	生活衛生関係営業セー	経営環境変化対応資金	振興計画の認定を受けている生活衛生 同業組合及び同小組合の組合員であっ て,社会的,経済的環境の変化等外的 要因により,売上が減少するなど業況 が悪化している者 (対象業種) 振興事業貸付のIに同じ	運転資金 振興事業貸付(運転資金)と合算で5,700万円 (ただし,平成31年3月31日までは,振興事業貸付(運転資金)と別に5,700万円)
付	-フティネット貸付	金融環境変化対応資金	振興計画の認定を受けている生活衛生 同業組合及び同小組合の組合員であっ て,取引金融機関の経営破綻などによ り,資金繰りに困難を来している者 (対象業種) 振興事業貸付のIに同じ	(別枠) 運転資金 3,000万円 (ただし,平成31年3月31日までは4,000万円)

- ※1 東日本大震災に伴う融資制度の拡充措置については、102頁を参照のこと。
 - 2 平成28年熊本地震に伴う融資制度の拡充措置については、107頁を参照のこと。

(3) 貸付方式

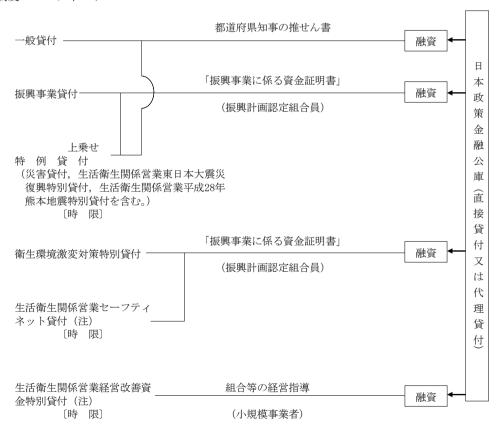
① 直接貸付

日本政策金融公庫(国民生活事業)の全国の152支店において取り扱っている。

② 代理貸付(次表の金融機関に貸付業務を委託している。)

委	Ę	託	先		耶	Z	扱	金	額	等	
銀	行	日本政策	金融公庫	一般貸付及	をび扱	長興運	転資金貨	貸付の申	込金額が	原則として	500万円
信用	金庫	(生活衛	生資金貸	を超えるも	oの,	振興	事業設備	貸付,沒	特例貸付,	災害貸付,	衛生環
信用	組合	付) 指定	の民間金	境激変対策	時別	貸付	等を利用	するもの	の。		
		融機関		(ただし、	無担	保融資	資特例制	度及び	新創業融資	資制度を適用	用するも
商工	組合	- +=		のを除く。)						
中央	金庫	本・支店									

(4) 制度フローチャート



(注) 生活衛生関係営業セーフティネット貸付及び生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付については 直接貸付のみの取扱いである。

3 一般貸付

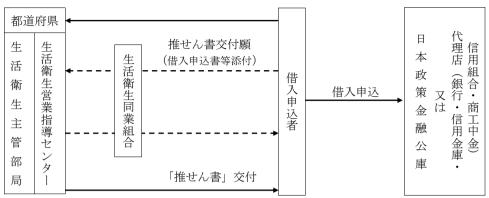
(1) 生活衛生関係営業者について衛生水準を高め、近代化を促進するために必要な設備資金貸付。 (振興計画認定組合の組合員は、4 振興事業貸付(88頁)を参照のこと。)。 借入申込額が500万円を超える場合には、原則として都道府県知事の「推せん書」(以下「推せん書」 という。)の添付が必要。

(2) 制度の概要

業種	貸付限度額	貸付期間	貸付利率 (年)
飲食店営業, 喫茶店営業, 食鳥肉販売業, 食鳥肉販売業, 氷雪販売業, 理容業, 美容業, 浴場業(その他公衆浴場業)(注1), 理容師・美容師養成施設	7, 200万円	13年以内(一般公衆浴場 業は30年以内) ただし, ●従業員宿舎 15年以内 ●太陽光発電設備(自家 消費型太陽光発電設備 を除く。)及び風力発	基準利率
クリーニング業 (注2)	1億2,000万円	電設備 13年以内(特に必要な 場合20年以内。ただ し、電気事業者による	特別利率 ●働き方改革推進関連 特別利率①,②
興行場営業 浴場業 (サウナ営業) (注3)	2億円	再生可能エネルギー電 気の調達に関する特別 措置法(平成23年法律 第108号)第3条第1 項において定められた	連設備 特別利率② ●省エネルギー設備 特別利率①,②
浴場業(一般公衆浴場業)	3億円 (2施設以上の場合 4億8,000万円) (借地更新・買取資金の場合 別枠で1億5,000万円)	各設備の調達期間内に限る。) ●一般公衆浴場業において,省エネルギー設備のみの設置等を行う資金については13年以内	
旅館業	4億円		

- ※1 上記以外に生活衛生同業組合等に対する融資もある。
- 2 貸付利率については、(参考)日本政策金融公庫(生活衛生資金貸付)貸付利率一覧表を参照のこと。 (注1)浴場業(その他公衆浴場業)については、生活衛生関係営業東日本大震災復興特別貸付(直接被 害関連に限る。)及び生活衛生関係営業平成28年熊本地震特別貸付(直接被害者に限る。)に限る。
- (注2) クリーニング取次業 (平成16年4月16日現在クリーニング業を営んでいた者であって、同日以降 クリーニング取次業に業態転換したものに限る。)の貸付限度額は4,800万円。
- (注3) 都道府県生活衛生営業指導センターから意見書の交付を受けたものに限る。

(3) 手続フローチャート



(4) 一般貸付特別利率対象設備一覧

(4) 一板 貫刊 特別/		
貸付対象者	貸付利率	施設又は設備
AL A W W	特別利率③	換気設備,消毒設備 (消毒保管器を含む。)
飲食店営業 及 喫茶店営業	特別利率②	※建築物の省エネルギー性能の向上に資する設備,機器及び建築材料,※クリーンディーゼル自動車,ヒートポンプ方式熱源装置,※風力発電設備
	特別利率①	太陽熱利用設備,※自家消費型太陽光発電設備
	特別利率③	蒸気噴霧掃除機
食 肉 販 売 業 及 食鳥肉販売業	特別利率②	※建築物の省エネルギー性能の向上に資する設備,機器及び建築材料,※クリーンディーゼル自動車,ヒートポンプ方式熱源装置,※風力発電設備
	特別利率①	太陽熱利用設備,※自家消費型太陽光発電設備
氷 雪 販 売 業	特別利率②	※建築物の省エネルギー性能の向上に資する設備,機器及び建築材料,※クリーンディーゼル自動車,ヒートポンプ方式熱源装置,※風力発電設備
	特別利率①	太陽熱利用設備,※自家消費型太陽光発電設備
	特別利率③	換気設備、消毒設備、タオル蒸器
理 容 業 及 び 美 容 業	特別利率②	※建築物の省エネルギー性能の向上に資する設備,機器及び建築材料,※クリーンディーゼル自動車,ヒートポンプ方式熱源装置,※風力発電設備
	特別利率①	太陽熱利用設備,※自家消費型太陽光発電設備
	特別利率③	換気設備
興 行 場 営 業	特別利率②	※建築物の省エネルギー性能の向上に資する設備,機器及び建築材料,※クリーンディーゼル自動車,ヒートポンプ方式熱源装置,※風力発電設備
	特別利率①	太陽熱利用設備,※自家消費型太陽光発電設備
	特別利率③	換気設備,消毒設備 (消毒保管器を含む。),滅菌機,循環ろ過機
旅 館 業	特別利率②	※建築物の省エネルギー性能の向上に資する設備,機器及び建築材料,※クリーンディーゼル自動車,電気自動車用充電設備,ヒートポンプ方式熱源装置,※風力発電設備
	特別利率①	太陽熱利用設備,※自家消費型太陽光発電設備
一般公衆浴場業	浴場利率	浴場施設・設備(浴槽,洗場,店舗等,煙突,給水湯設備,超音波設備,赤外線設備,ロッカー,鏡,深井戸,深井戸用ポンプ,換気設備,空気清浄機,空気調和設備,冷暖房設備,給排水衛生設備,貯油槽,給油車,重油貯蔵所,洗濯・脱水機,集塵・掃除機,乾燥機,消毒設備),既存の一般公衆浴場にかかる借地契約の更新又は借地の買取に要する資金,太陽熱利用設備,※風力発電設備,※建築物の省エネルギー性能の向上に資する設備,機器及び建築材料,※クリーンディーゼル自動車,ヒートポンプ方式熱源装置,※自家消費型太陽光発電設備
	特別利率③	※※共同重油貯蔵所
サウナ営業	特別利率②	※建築物の省エネルギー性能の向上に資する設備,機器及び建築材料,※クリーンディーゼル自動車,ヒートポンプ方式熱源装置,※風力発電設備
	特別利率①	太陽熱利用設備,※自家消費型太陽光発電設備

貸付対象者	貸付利率	施 設 又 は 設 備
	特別利率③	換気設備,溶剤排出防止設備 ※※産業廃棄物共同集積施設
クリーニング業	特別利率②	※建築物の省エネルギー性能の向上に資する設備,機器及び建築材料,※クリーンディーゼル自動車,ヒートポンプ方式熱源装置,※風力発電設備
	特別利率①	太陽熱利用設備,※自家消費型太陽光発電設備

- (注) 1 ※の設備が特別利率の適用を受けるのは、一定の条件を満たす場合に限る。
 - 2 ※※は、組合等を対象とした設備である。
 - 3 貸付利率については、(参考) 日本政策金融公庫(生活衛生資金貸付)貸付利率一覧表を参照 のこと。

4 振興事業貸付

(1) 振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員が、振興計画に基づく事業を実施することを促進し、もって生活衛生関係営業者の振興を促進するために、創設された制度。

借入申込の際には、振興計画認定組合の長(認定組合の長から委任を受けた支部長又は理事を含む。)が発行する「振興事業に係る資金証明書」(以下「資金証明書」という。)の添付が必要。

(2) 制度の概要

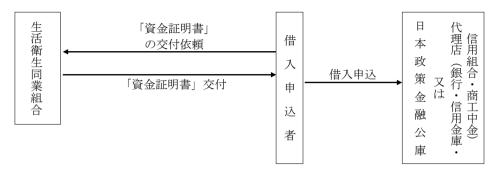
業種	貸付限度	額	貸付期間	貸付利率 (年)
飲食店営業, 喫茶店営業, 食肉販売業, 食鳥肉販売業, 氷雪販売業, 理容業, 美容業	(設備資金) 1億5,000万円	(運転資金)	(設備資金) 20年以内	(設備資金) ●特定の施設・設備 特別利率③ (2億7,000万円まで)
一般公衆浴場業	一般貸付とは別枠 1億5,000万円	5,700万円 「設備資金 」とは別枠	(運転資金)	ただし、組合等から一定の会 計書類を準備していること及 び事業計画書を策定している
クリーニング業(注)	3億円	CTAMMT J	7年以内	ことの確認を受けた者につい ては特別利率③-0.15%とす
興行場営業,旅館業	7億2,000万円			る(振興事業促進支援融資制度)。 ●働き方改革推進関連特別利率①,② ●省エネルギー設備特別利率③,② ●衛生設備特別利率③。一0.15% (運転資金)基準利率③。一0.15% (運転資金)基準利率①。一定の会計書類を当業的利率①。を計書業計画書のを受けた者にの確認を受いた者になる。標準営業計画書のは基準計画書のは、標準営業計画書のは、標準営業計画を選集的表別利率②。●事業経関連特別利率①、15%とする(振興事業促進支援融資制度)。 ●事業経関連特別利率①、② ●インパウンド対応関連特別利率②

- ※1 上記以外に生活衛生同業組合等に対する融資もある。
 - 2 貸付利率については、(参考)日本政策金融公庫(生活衛生資金貸付)貸付利率一覧表を参照のこ

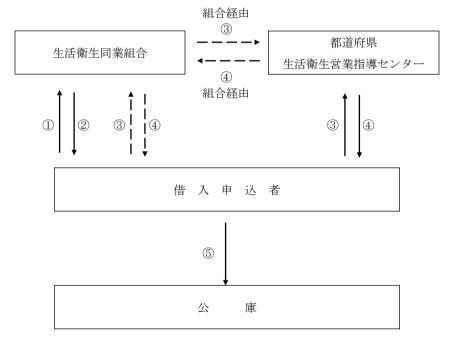
と。

(注) クリーニング取次業 (平成16年4月16日現在クリーニング業を営んでいた者であって、同日以降 クリーニング取次業に業態転換したものに限る。) の貸付限度額は設備資金及び運転資金の通算で 4,800 万円。

(3) 手続フローチャート



標準営業約款登録営業者が振興事業貸付(運転資金)の借入を行う場合の申込手続の流れ



- ①「資金証明書」の交付申請(注)
- ②「資金証明書」の交付
- ③「標準営業約款登録営業者であることの証明書」の交付申請
- ④「標準営業約款登録営業者であることの証明書」の交付
- ⑤ 借入申込(「資金証明書」,「標準営業約款登録営業者であることの証明書」等添付)
 - (注) 振興事業促進支援融資制度の利用を希望する場合は、「資金証明書」の交付申請とあわせて事業計画書の確認を依頼する。

(4) 振興事業貸付特別利率適用対象施設設備一覧

	特別利率適用对象	施設設備一覧			
業種区分・年利率	飲食店営業	喫 茶 店 営 業	食肉販売業	食鳥肉販売業	氷 雪 販 売 業
(会社及び個人) 特別利率③ 組合等から一定の 会計書類を準備していること及び事業計画書の確認を 受けた者については、特別利率③- 0.15%。	※ 情角 では 一番 できない はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はい	※ 情備 一	※ 「	※ 「 「 「 「 「 「 「 「 「 に 「 で に で に で に で に で に で に で に で に で に で に で に で に に に の に し し し が の と の に 。 に 。 に の に 。 。 に 。 。 に 。 。 に 。 に 。 に 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	※店送東京 「大スパラッシャー 電子 では、大大学・ では、大大学・ では、大学 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
特別利率③	換気設備 消毒設備(消毒 保管器を含 む。)	換気設備 消毒設備(消毒 保管器を含 む。)	蒸気噴霧掃除機	蒸気噴霧掃除機	
特別利率②	※建築物の省ェネル キ*ー性能の自上 に資する設備, 機器及び建築材料 ※クリーンディーゼル自 動車 ヒーは、ソプ・方式熱 源設備 ※風力発電設備	※建築物の省ェネル ギー性能の省ェネル キ、一性能の間向上 に資するび建築材料 ※クリーンディーセ゛ル自 動車 トーは、ソフ、方式熱 源設備 ※風力発電設備	※建築物の省ェネル ギー性能の省ェネル キ、一性能の間に に資するび建築材料 ※クリーンディーセ゛ル自 動車 トルボンブ・方式熱 源設備 ※風力発電設備	※建築物の省ェネル キ、一性能の自上 に資するび建築材 料 ※クリーンディーセ、ル自 動車 トートボ・ンプ 方式熱 源設備 ※風力発電設備	※建築物の省エネル キ、一性能の向上 に資する設備, 機器及び建築材料 ※クリーンディーセ、ル自 動車 ヒートボ、ソブ、方式熱 源設備 ※風力発電設備
特別利率①	太陽熱利用設備 ※自家消費型太陽 光発電設備	太陽熱利用設備 ※自家消費型太陽 光発電設備	太陽熱利用設備 ※自家消費型太陽 光発電設備	太陽熱利用設備 ※自家消費型太陽 光発電設備	太陽熱利用設備 ※自家消費型太陽 光発電設備
(組 合) 特別利率③ (注) 1 ※印の穀値	研修施設 共同於凍庫 共同配送用保冷 車両 共同情報近代化 設備 共同送迎用車両	研修施設 共同冷凍庫 共同配送用保冷 車両 共同情報近代化 設備	研修施設 共同冷凍庫 共同配送用保冷 車両 共同食肉処理場 共同情報近代化 設備	研修施設 共同冷凍庫 共同配送用保冷 車両 共同食鳥肉処理 場同情報近代化 設備	共同情報近代化 設備

⁽注) 1 ※印の設備が特別利率の適用を受けるのは、一定の条件を満たす場合に限る。 2 区分・年利率の欄の利率については、(参考)日本政策金融公庫(生活衛生資金貸付)貸付利率一覧表 を参照のこと。

理 容 業	美 容 業	一般公衆浴場業	クリーニング業	興 行 場 営 業	旅 館 業
※ 「	・ 連・ 連・ ・ 連・ ・ 連・ ・ 連・ ・ 連・ ・ ・ 連・ ・ ・ ・ ・ 連・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	教士- 护力茶族 () 一	※店診洗った。 「おいっと」 「はいっと」 「はいっと、 「はいっと、 「はいっと、 「はいっと、 「はいっと、 「はいっと、 「はいっと、 「はいっと、 「はいっと、 「はいっと、 「はいっと、 「はいっと、 「はいっと、 「はいっと、 「はいっと、 「はいっと、 「はいっと、 「はい	※店映音舞椅空駐→機動報の 情報を 等用機置 ・一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、	※店房気翻車迎行・大具響報自毒犯Vを式電デ。)動幅 は 一次 で は いっぱ で は いっぱ で は いっぱ で は いっぱ で は で が に か に か に か に か に か に か に か に か に か に
換気設備 タオル蒸器 消毒設備	換気設備 タオル蒸器 消毒設備		換気設備 溶剤排出防止設 備	換気設備	換気設備 消毒設備 滅菌機 循環ろ過機
※建築物の省ェネルギー性能のの省ェネルギー性能の前備、機器及び建築材料 ※クリーンディーセブル自動車 ヒートポンプ・方式熱源設備 ※風力発電設備	キ、一性能の向上 に資する設備, 機器及び建築材料 ※クリーンディーゼル自動車		※建築物の省ェネルキー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	※建築物の省ェネル ギー性能の省画 に資する設建築材 料 ※クリーンディーゼル自 動車 ヒートポンプ方式熱 源設備 ※風力発電設備	※建築物の省ェネル ギー性能の省画 大に管するび建築材 料 ※クリーンディーセ・ル自 動車 電設備 とートボンプ・方式熱 源設備 ※風力発電設備
太陽熱利用設備 ※自家消費型太陽 光発電設備	太陽熱利用設備 ※自家消費型太陽 光発電設備		太陽熱利用設備 ※自家消費型太陽 光発電設備	太陽熱利用設備 ※自家消費型太陽 光発電設備	太陽熱利用設備 ※自家消費型太陽 光発電設備
研修施設 移動研修車 共同情報近代化 設備	研修施設 移動研修車 共同情報近代化 設備	共同情報近代化 設備	研修施設 共同特殊品処理 共同特殊品保管 車同購入資材配 送用車施設 研究施設 共同情報近代化 設備	研修施設 共同情報近代化 設備	研修施設 共同スポーツ施設 共同情報近代化 設備

5 特例貸付

(1) 政策的必要性から、施設又は設備などに要する資金に対して貸付条件の特例を設けた制度。

(2) 制度の概要

区	分	貸付限度額	貸付期間	貸付利率
環境対策貸付	防災・環境金	上乗せ3,000万円 (上乗せの限度額は設 備資金・運転資金につ いてそれぞれ3,000万 円	(設備資金) 20年以供 (設備資本) 20年以内 画にま、PP を が を で 計 で は 30年 と の の の の の の の の の の の の の の の の の の	(設関別衆も 策③浴の 連②基利浴の 関 場は 連案浴 で率基 務の③公る を 関 場は 運べ基改別 で

	地化安活雇資	上乗せ3,000万円 (設備・運転合算)	(設備資金) 20年以内 ※一般公衆浴場業に かかるものは30年 以内 (運転資金) 7年以内	● (設展別興の 移総別 転開 11の名名名場以以合上上はの満合 連 下は,の名名名場以以合上未場 関戦率 資関率の名名名場以以合上上はの満合 連 下は,の新名の名名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の名の
新企業育成・事業安 定等貸付	生活衛生関係営業新企業育成資金	一般貸付,振興事業貸付の貸付限度額	(設備資金) 20年以内 (運転資金) 7年以内	(設基準) (設基準) (設基準) (設基準) (設基準) (設定) (設定) (設定) (記述)

者掘り起こし事業の 認定創業スクールに よる支援を受けて創 業する者又は創業し ておおむね7年以内 の者は特別利率①

事業促進支援融資制

度)。

※1 貸付限度額は、一般貸付・振興事業貸付(防災・環境対策資金、地域活性化・雇用安定資金及び生 活衛生関係営業新企業育成資金の運転資金は振興事業貸付に限る。)の貸付限度額に上記金額を上乗 せした金額である。

事業施設貸付資

- 2 上記のうち、生活衛生関係営業新企業育成資金及び福祉増進資金に限り、生活衛生同業組合等に対 する融資もある。
- 3 貸付利率については、(参考)日本政策金融公庫(生活衛生資金貸付)貸付利率一覧表を参照のこ と。

(3) 手続

一般貸付、振興事業貸付の例による。

(4) 資金の使途

種 類	資金の使途
①環境対策等関連施設貸付	 ●消防関連 消防法施行令(昭和36年政令第37号)第4条の3第3項並びに,第7条第2項,第3項,第4項及び第6項に規定する設備並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令(昭和43年政令第14号)別表第1第10号に規定する設備の設置又は整備する場合にも対象となる(消防機関からの証明書等は必要ない。)。 ●アスペスト対策関連 ア 既存建築物におけるアスペスト等の除去,封じ込め又は囲い込みを行うために必要な資金及びアスペストの除去等に要する運転資金。ただし,運転資金については,次の資金に限る。(ア)既存建築物におけるアスペストの含有調査を行うために必要な資金(イ)除去したアスペストの適正処理を行うために必要な資金す。アスペストを含む設備をアスペストを含まない設備に代替するために必要な設備資金

②新企業育成・事業安定等貸付

●事業展開関連

従来に比して、当該事業所全体で新たに2名以上(中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第5項第5号の特定業種に該当する場合、従業員20名以下の場合又は女性、若年者(35歳未満)、高齢者(60歳以上)を雇用する場合は1人以上)の人材を確保するために必要な設備資金及び運転資金

(運転資金については、振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係営業者 が必要とするものに限る。)

●地方移転関連

地域活性化・ 雇用安定資金

本社を地方自治法(昭和22年法律第67号)第281条第1項に規定する特別区から地方に移転する者又は店舗・事務所等を地方に新設,若しくは増設する者(従業員10名以下の事業者の場合は地方で新たに1名以上、従業員11名以上20名以下の事業者の場合は地方で新たに2名以上、従業員21名以上の事業者の場合は地方で新たに3名以上の若年者(35歳未満)を雇用する者に限る。)が事業を行うために必要な設備資金及び運転資金

(運転資金については、振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係営業者が必要とするものに限る。)

●地方版総合戦略関連

まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第9条又は第10条に基づき策定された都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略又は市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略により、地方創生に資する事業として地方公共団体が認めた事業を行う者が必要な設備資金及び運転資金

(運転資金については、振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係営業者が必要とするものに限る。)

生活衛生関係営業 新企業 育成資金

- ●新規開業しようとする者又は新規開業しておおむね7年以内の者であって、振興計画に基づく事業を行う者又は次のいずれかに該当する者が必要とする設備資金及び運転資金(運転資金については、振興計画に基づく事業を行う者が必要とするものに限る。)
 - ア 現に雇用されている企業と同一の業種を新たに営もうとする者であって、現に雇用されている企業に継続して6年以上勤務している者又は現に雇用されている企業と同一の業種に通算して10年以上(ただし、平成31年3月31日までは6年以上)勤務している者 イ 大学又は高等専門学校等(修業年限3年以上のものに限る。)において修得した技能等と密接に関連した職種に継続して5年以上(ただし、平成31年3月31日までは2年以上)勤務した者であって、当該職種と密接に関連した業種の事業を新たに営もうとする者
 - ウ 新たな市場の創出や既存市場の活性化等が見込まれるものであって、技術の応用若しくは財・サービスに独自性を加味することにより対応する事業又は雇用の創出を伴う事業を新たに営もうとする者
 - エ アからウのいずれにも該当しない者のうち、新たに営もうとする事業について、適正な事業計画を策定しており、当該計画を遂行する能力が十分にあると認められる者であって、1,000万円を限度として本資金を利用するもの
- ●新規開業しようとする者又は新規開業して概ね7年以内の者であって、女性、若年者(35歳未満)又は高齢者(55歳以上)が必要とする設備資金及び運転資金 (運転資金については、振興計画に基づく事業を行う者が必要とするものに限る。)

③関連事業施 福祉 増 進 資 金 福祉投貸付

- ●次に掲げる福祉増進関連事業に必要な設備資金
 - ア 高齢者等の利用の円滑化を図るために必要となる施設・設備(高齢者等対応営業施設・設備,移送用車両,子育て支援対応施設)
 - イ 高齢者等に対し、訪問サービスを提供するために必要となる施設・設備 (移動 用営業施設・設備, 訪問サービス専門営業施設・設備)
- ●生活衛生同業組合又は生活衛生同業組合連合会にあっては,「福祉増進関連事業」の ために必要な運転資金

6 生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付

(1) 生活衛生同業組合又は都道府県生活衛生営業指導センターの実施する経営指導を受けている従業員5 人(旅館業及び興行場営業については,20人)以下の小規模事業者を対象とする,経営改善のために必要な設備資金及び運転資金の貸付。

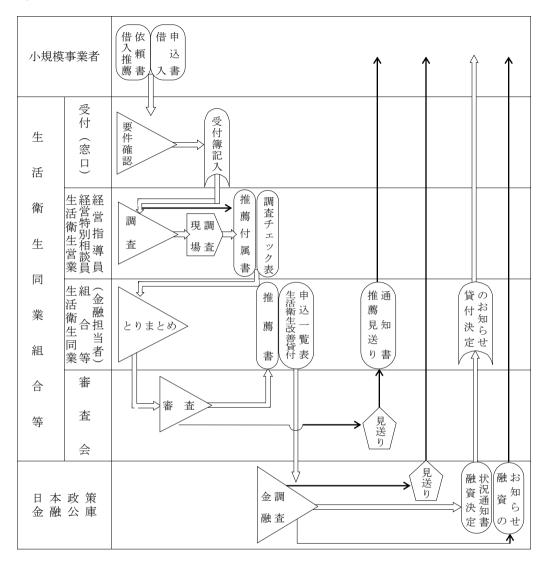
(2) 制度の概要

<i>H</i> 1	阳库	佐石	1,000万円
1.1	胶 度	領	(ただし、平成31年3月31日までは、2,000万円)
			設備資金 7年以内
仕	邯	問	(ただし,平成31年3月31日までは,10年以内)
נין	栁	[H]	運転資金 5年以内
			(ただし、平成31年3月31日までは、7年以内)
			設備資金 6カ月以内
器	₩A	盽	(ただし,平成31年3月31日までは,2年以内)
旦	栁	l±1	運転資金 6カ月以内
			(ただし, 平成31年3月31日までは, 1年以内)
付	利	率	経営改善利率
/II	/□ =-		
保 •	保 訨	人	不要
施	期	限	平成31年3月31日まで
	付 置 付 保・	付 期	置 期 間 付 利 率 保・保 証 人

- ※1 東日本大震災に伴う融資制度の拡充措置については、102頁を参照のこと。
 - 2 平成28年熊本地震に伴う融資制度の拡充措置については、107頁を参照のこと。
 - 3 貸付利率については, (参考) 日本政策金融公庫(生活衛生資金貸付)貸付利率一覧表を参照 のこと。

101

(3) 手続フローチャート



7 衛生環境激変対策特別貸付

(1) 感染症又は食中毒の発生による衛生環境の激変に起因して、一時的な業況悪化から衛生水準の維持向上に著しい支障を来している生活衛生関係営業者の経営の安定を図るために必要な運転資金の貸付。

(2) 制度の概要

	業歴を3カ月以上有する生活衛生関係営業者であって、次のアに該当し、衛生水準の維持向上に著しい支障を来していると認められるもので、かつ、イの要件を満たすもの
貸付対象	ア 衛生環境の激変に伴い、最近1カ月間の売上高が前年又は前々年の同期に比較して10%以上減少しているか、又は業歴が1年未満の場合であって、これと同様の状況にあり、かつ、今後も売上高の減少が見込まれること。 イ 中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること。
資 金 使 途	衛生水準の維持向上に著しい支障を来している生活衛生関係営業者の経営を安定させ るために必要な運転資金
貸付限度額	衛生環境の激変事由ごとに別枠で1,000万円
貸付期間(据置期間)	7年以内 (2年以内)
貸付利率	基準利率(ただし、振興計画に基づくものは特別利率③)

[※] 貸付利率については、(参考) 日本政策金融公庫(生活衛生資金貸付)貸付利率一覧表を参照のこと。

8 生活衛生関係営業セーフティネット貸付

(1) 経営環境変化対応資金

① 社会的,経済的環境の変化等外的要因により,一時的に売上の減少等業況悪化を来している生活衛生関係営業者であって,中長期的にはその業況が回復し,かつ,発展することが見込まれる生活衛生関係営業者の経営基盤の強化を図るために必要な運転資金の貸付。

② 制度の概要

貸 付 対 象	振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係営業者であって、社会的、経済的環境の変化等外的要因により、次のアからキのいずれかの経営状況に該当し、かつ、クの要件を備えるものア最近の決算期における売上高が前期若しくは前々期に比し10%以上(ただし、平成31年3月31日までは5%以上)減少していること又は最近3カ月の売上高が前年同期若しくは前々年同期を下回り、かつ、今後も売上減少が見込まれること。イ最近の決算期における純利益額又は売上高経常利益率が前期又は前々期に比して悪化していること。ウ最近、回収条件の長期化又は支払条件の短縮化等取引条件が悪化していること。エ社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来していることとスは来すおそれのあること。オ最近の決算期において、赤字幅が縮小したものの税引前損益又は経常損益で損失を生じていること。カ前期の決算期において、税引前損益又は経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの利益準備金及び任意積立金の合計額を上回る繰越欠損金を有していること。キ前期の決算期において、税引前損益又は経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの債務償還年数が15年以上あること。ク中長期的にみて、業況が回復し、かつ、発展することが見込まれること。
資 金 使 途	経営基盤の強化を図るために必要とする運転資金 (貸付対象エにかかるものについては、業況悪化を回避するために必要な運転資金を含む。)
貸付限度額	振興運転資金貸付と合わせて5,700万円 (ただし,平成31年3月31日までは,振興運転 資金貸付と別に5,700万円)
貸付期間(据置期間)	8年以内(2年以内(ただし、平成31年3月31日までは、3年以内))
貸付利率	基準利率
実施期限	平成31年3月31日まで

- ※1 経営環境変化対応資金の取扱いは、日本政策金融公庫直接扱のみである。
 - 2 貸付利率については、(参考) 日本政策金融公庫(生活衛生資金貸付)貸付利率一覧表を参照のこと。

(2) 金融環境変化対応資金

- ① 金融機関との取引状況の変化により、資金繰りに困難を来している生活衛生関係営業者が、長期 資金の導入により経営安定を図るために必要な運転資金の貸付。
- ② 制度の概要
- 貸付対象 振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係営業者であって、金融機関との取引状況 との変化により一時的に資金繰りに困難を来している者で、中長期的には資金繰りが改善し 経営が安定することが見込まれるもの。ただし、次のいずれかに該当するものに限る。
 - ア 取引金融機関が行政庁から業務停止命令(一部業務停止命令を含む。)を受けた者
 - イ 取引金融機関が次のいずれかの実質的に経営破綻の状態等にある者
 - (ア) 株式会社整理回収機構又は預金保険機構を活用した不良債権処理を伴う事業譲渡又は 合併が公表されたこと。
 - (イ) 上記に準ずるものと認められること。
 - ウ 次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する者
 - (ア) 取引金融機関からの借入等が株式会社整理回収機構に譲渡された者等で,経常利益を 計上している等,業況が順調であると認められるもの
 - (イ)上記「取引金融機関からの借入等が株式会社整理回収機構に譲渡された者等」については、株式会社整理回収機構が再生の可能性のあるものとして、取引金融機関から借入等の債権の信託を受けたものを含む。
 - エ 経営状況が悪化していないにもかかわらず、取引金融機関との取引状況が変化している者。ただし、経営状況が次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当し、かつ取引金融機関との取引状況が(ウ)から(オ)のいずれかに該当する者に限る。
 - (ア)最近における税引前損益又は経常損益が,前年同期又は2年前若しくは3年前の同期に比し悪化していないこと(ただし,中長期的には資金繰りが改善し経営が安定することが十分見込まれると株式会社日本政策金融公庫(国民生活事業)が判断したものを含む。)。
 - (イ)最近における売上高に対する借入金残高(割引手形及び社債の残高を含む。)又は支 払利息割引料の比率が前年同期又は2年前若しくは3年前の同期に比して増加してい ないこと。
 - (ウ) 実効金利等の状況が次のいずれかに該当すること。
 - a 最近における実効金利が前年同期に比し上昇している場合において、同時期における長期プライムレートが実効金利の上昇幅以上に上昇していないこと。
 - b 最近における実効金利が前年同期と同じである場合において、同期間における長期プライムレートが低下していること。
 - c 最近における実効金利が前年同期に比し低下している場合において、同期間における長期プライムレートが実効金利の低下幅より低下していること。
 - (エ)最近における借入金残高及び割引手形残高の合計額に対する担保設定額の比率が前期に比し増加していること。ただし、単に借入金が順調に返済され、その期間、担保設定額の見直しがなされなかったために比率が増加することとなった場合は、該当しないものとする。
 - (オ)取引金融機関からの資金調達が困難になっている蓋然性が高いと考えられる次のいずれかの状態にあること。ただし、次のb及びcについては、最近における長期借入金、短期借入金及び割引手形の合計額が増加していないものに限る。
 - a 最近における固定長期適合率が上昇していること。ただし、自己資本の減少のみにより、又は固定資産の増加のみにより、固定長期適合率が上昇した場合を除く。
 - b 定期性預金の取崩し又は資産売却を行っていること。ただし、設備投資の資金調達のための定期性預金の取崩しを行った場合及び遊休資産を売却した場合を除く。
 - c 最近における回収条件が短縮化又は支払条件が長期化していること。
 - d 継続的に利用している短期借入金について、借入金額が減少されたこと又は利用 継続を停止されたこと。ただし、担保価値の下落に伴い借入金額の減少又は利用継

105

続の停止となった場合を除く。

- e 最近における手形の割引について,取引金融機関から割引金額を減少されたこと 又は利用継続を停止されたこと。
- f 次のいずれかに該当すること。
- (a) 最近における手形の割引利率が前年同期に比し上昇している場合において,同期間における短期プライムレートが手形の割引利率の上昇幅以上に上昇していないこと。
- (b) 最近における手形の割引利率が前年同期と同じである場合において, 同期間に おける短期プライムレートが低下していること。
- (c) 最近における手形の割引利率が前年同期に比し低下している場合において,同期間における短期プライムレートが手形の割引利率の低下幅より低下していること
- オ 次の(ア)及び(イ)の要件を満たす者(平成31年3月31日まで)
- (ア) 国際的な金融不安や経済環境の変化を背景に、取引金融機関から、次のaからeまでのいずれかの要請又は取扱いを受けている者
 - a 借入残高の減少
 - b 約定した返済条件を超える弁済
 - c 当座預金の解約
 - d 担保・保証人の追加
 - e 借入金利の引上げ
- (イ)前(ア)の要請又は取扱いを受けた取引金融機関との取引において,返済等に問題がない者

資金 使途 金融機関との取引状況の変化に伴い必要とする運転資金 (貸付対象ウにかかる者については、株式会社整理回収機構に対して繰上返済を行うために必要な資金を含む。) 貸付限度額 別枠3,000万円(ただし、平成31年3月31日までは4,000万円) 貸付期間(据置期間) 8年以内(2年以内(ただし、平成31年3月31日までは、3年以内)) 貸付利率 基準利率 実施期限 平成31年3月31日まで

- ※1 金融環境変化対応資金の取扱いは、日本政策金融公庫直接扱のみである。
 - 2 貸付利率については、(参考)日本政策金融公庫(生活衛生資金貸付)貸付利率一覧表を参照のこと。

9 東日本大震災に伴う融資制度の拡充措置

- (1) 生活衛生関係営業東日本大震災復興特別貸付
 - ① 東日本大震災により被害を受けた生活衛生関係営業者の再建復興を図るため、これら生活衛生関係営業者の必要とする資金の貸付に関し、貸付利率、貸付限度額等に特例を設けるものである。
 - ② 制度の概要

	【震災直接被害関連】	【震災間接被害関連】	【震災セーフティネット関連】
	直接被害者であって,特定被 災区域(注1)内に事業所を 有し,事業活動を行うもの	間接被害者であって,特定被 災区域(注1)に事業所を有 し,事業活動を行うもの	その他震災による被害者であって,特定被災区域(注1)内に 事業所を有し,事業活動を行う もの
貸付対象	ア 東日本 イ 原子力 大震災の地 発電所の事 震・津波に 故に関する い直接被 警戒区域等 害を受けた (注2)内 活 (イに該 に事業所を 当する者以 外)	ウ ア又はイの者と取引のある者	エ その他東日本大震災により 売上等が減少し、資金繰りに支 障を来している者又は支障を来 すおそれのある者(風評被害等 による影響を含む。)であり、か つ、中長期的に業況の回復が見 込まれる者。ただし、振興計画 に基づく事業を実施している生 活衛生関係営業者に限る。
資 金 使 途	備資金及び運転資金(運転資 づく事業を実施している生活	災害復旧により必要とする設 資金については、振興計画に基 衛生関係営業者に限る。) 舌衛生関係営業者の災害の復旧	エに掲げる者が, 災害に伴う社 会的要因等により必要とする運 転資金
貸付限度額	各貸付制度に上乗せ6,000万円 (ただし,東日本大震災に伴う		別枠5,700万円(振興運転資金貸付及び経営環境変化対応資金 (生活衛生関係営業セーフティネット貸付)とは別枠)
貸付期間	設備資金:20年(5年)	設備資金:20年(3年)	運転資金:8年(3年)
(据置期間)	運転資金:15年(5年)	運転資金:15年(3年) 基準利率	
			 <完済まで>
	【3,000万円以内】	【3,000万円以内】	
	<当初3年間>	<当初3年間>	一定の要件(注7)に該当する
	基準利率-1.4%	基準利率-0.9%	場合は、最大0.5%の利率低減が
	<3年経過後>	<3年経過後>	可能
貸付利率	基準利率-0.5%	基準利率	
	【3,000万円超】	【3,000万円超】	
	<完済まで>	<完済まで>	
	基準利率-0.5%	基準利率	
		ただし一定の要件(注7)に該 当する場合は、上記各利率から	
		量 9 つ場合は、上記合利率から 最大0.5%の利率低減が可能	
貸付方式	公庫直接扱及び代理店扱		公庫直接扱のみ
実施期限	平成31年3月31日まで		
天 旭 朔 സ	十八八八十〇月01日まじ		

- ※貸付利率については、(参考)日本政策金融公庫(生活衛生資金貸付)貸付利率一覧表を参照の こと。
- (注1) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助および助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第3項に定める特定被災区域をいう。
- (注2)警戒区域,計画的避難区域及び緊急時避難準備区域をいう(当該区域として公示されたことがある区域を含む。)。
- (注3) 生活衛生同業組合等にあっては5,000万円
- (注4) 現貸決済資金を利率低減の対象とすることはできない。
- (注5)貸付利率は災害貸付の利率を適用する。
- (注6) 震災直接被害関連及び震災間接被害関連における3,000万円を限度とする利率低減措置に関する限度額については、震災直接被害関連と震災間接被害関連との貸付金残高の合計金額(東日本大震災に伴う生活衛生改善貸付の拡充部分等を含む。)で3,000万円である。
- (注7) 次の要件に該当する場合は、それぞれに定める利率が低減される。
 - 1 雇用の維持又は拡大を図る場合
 - 2 最近3カ月の売上高,売上高総利益率又は売上高営業利益率が前8年のいずれかの年の同期に 比し5%以上減少していること。又は,最近1カ月の売上高,売上高総利益率又は売上高営業 利益率が前8年のいずれかの年の同月に比して20%以上減少しており,かつ,その後の2カ月 を含む3カ月の売上高,売上高総利益率又は売上高営業利益率が前8年のいずれかの年の同期 に比して20%以上減少することが見込まれること。
 - 3 前1及び2のいずれの要件も満たす場合
- ③ 被害証明書等の提出がある場合であって、生活衛生関係営業東日本大震災復興特別貸付を一般貸付 に適用する場合には、「推せん書」の添付を省略することができる。

- (2) 生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付における特例措置
 - ① 東日本大震災による直接被害又は間接被害を受けた者であって、一定の要件を満たすものについては、既存の生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付の貸付限度額2,000万円とは別に1,000万円までの融資が可能である。
 - ② 制度の概要

② 间及 小贩女		
	次のいずれにも該当する者	
	ア 次のいずれかに該当する者であって、岩手県、宮城県又は福島県内に事業所を有し事	
	業活動を行うもの	
	(ア) 直接被害者	
	a 東日本大震災の地震・津波により直接被害を受けた者 (bに該当する者を除く。)	
貸付対象	であって、被害証明書等を提出できるもの	
貝的別家	b 原子力発電所の事故に関する警戒区域等内(注1)に事業所を有する者	
	(イ) 間接被害者	
	前(ア) a 又は b の者と一定以上の取引がある者であって,被害証明書等を提出で	
	きるもの	
	イ 生活衛生同業組合等が策定する「生活衛生関係営業者再建支援方針」に沿って事業を	
	行う者	
資 金 使 途	災害復旧のための設備資金及び運転資金 (注2)	
貸付限度額	既存の生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付とは別に1,000万円	
貸付期間	設備資金:10年以内(2年以内)	
(据置期間)	運転資金:7年以内(1年以内)	
貸 付 利 率	当初3年間:経営改善利率-0.9%	
貝川州学	3年経過後:経営改善利率	
実施期限	平成31年3月31日まで	

※貸付利率については、(参考)日本政策金融公庫(生活衛生資金貸付)貸付利率一覧表を参照のこと。 (注1)警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域をいう(当該区域として公示されたことがある区域を含む。)。

(注2) 現貸決済資金は取扱いできない。

- (3) 創業融資における特例措置(東日本大震災関連)
 - ① 生活衛生関係営業新企業育成資金のうち、一定の条件を満たす創業する者及び創業しておおむね7年以内の者に対し、1,000万円を上限に利率の低減が可能である。
 - ② 制度の概要

② 制度の概要		
	生活衛生関係営業を創業しようとする者又は創業しておおむね7年以内の者であっ	
	て、次に掲げる要件を満たすもの	
	アー被災者創業	
	次のいずれかに該当する者であって,岩手県,宮城県又は福島県内に事業所を有	
	し事業活動を行うもの	
貸付対象	(ア) 東日本大震災の影響による勤務先の倒産、解雇等により離職し、創業する者	
	(勤務先が岩手県,宮城県又は福島県に所在する場合に限る。)	
	(イ)前(ア)により創業後おおむね7年以内の者	
	イー被災地創業	
	次のいずれかに該当する者	
	(ア) 岩手県,宮城県又は福島県において創業する者	
	(イ)前(ア)により創業後おおむね7年以内の者(注1)	
資金使途	貸付対象に掲げる者が、創業するために必要な設備資金及び創業後の事業のために必	
頁 亚 区 还	要な設備資金	
貸付限度額	生活衛生関係営業新企業育成資金に定める限度額のうち、1,000万円	
貸付期間	20年以内 (2年以内)	
(据置期間)	20年9月 (2 年9月)	
	アー被災者創業	
貸付利率(注2)	当初3年間:基準利率-1.4%	
	3年経過後:基準利率-0.5%	
	イ 被災地創業	
	基準利率-0.5%	
実 施 期 限	平成31年3月31日まで	

※貸付利率については、(参考)日本政策金融公庫(生活衛生資金貸付)貸付利率一覧表を参照のこと。 (注1)東日本大震災後に創業し、現在も岩手県、宮城県又は福島県において営業している場合に限る。 (注2)貸付利率は災害貸付の利率を適用する。

(4) 設備資金貸付利率特例制度

① 設備資金の貸付利率について、岩手県、宮城県又は福島県内において雇用の維持又は拡大を伴う設 備投資を行う場合は、貸付日から完済まで、適用した貸付制度に定める利率から0.5%低減するもの。

② 制度の概要

貸付対象	設備資金を利用する者であって, 岩手県, 宮城県又は福島県内において雇 用の維持又は雇用の拡大が見込まれる設備投資を行う者	
資金使途	設備貸付の全ての資金使途	
貸付方式	公庫直接扱及び代理店扱	

平成28年熊本地震に伴う融資制度の拡充措置 10

- (1) 生活衛生関係営業平成28年熊本地震特別貸付
 - ① 平成28年熊本地震により被害を受けた生活衛生関係営業者の再建復興を図るため、これら生活衛生 関係営業者の必要とする資金の貸付に関し、貸付利率、貸付限度額等に特例を設けるものである。
 - ② 制度の概要

	【直接被害者】	【間接被害者】	【その他被害者】
貸付対象	ア 熊本県内に事業所を有 し、当該事業所が熊本地震 により被害を受けた者	イ 熊本県内に事業所を有 し、かつ、アの者と取引の ある者	熊本県内に事業所を有し、かつ、熊本地震に起因する社会的要因による一時的な業況悪化により資金繰りに支障を来している又は支障を来せれのある、中長期的に業況の回復が見込まれる者。ただし、振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係営業者に限る。
資 金 使 途	備資金及び運転資金(運転 基づく事業を実施している ・生活衛生同業組合等が,生 旧に必要な共同購入運転資		災害に伴う社会的要因等によ り必要とする運転資金
貸付限度額	各貸付制度に上乗せ6,000万円 (ただし,平成28年熊本地震 含む。)	3(注1) に伴う災害貸付の既往残高を	別枠5,700万円 (振興運転資 金貸付及び生活衛生関係営業 セーフティネット貸付 (経営 環境変化資金) とは別枠)
貸付期間(据置期間)	設備資金:20年(5年) 運転資金:15年(5年)	設備資金:20年(3年) 運転資金:15年(3年)	運転資金:8年(3年)
貸付利率		者>(注2)(注3)(注4) 【3,000万円以内】 <当初3年間> 基準利率-0.5% <3年経過後> 基準利率-0.3% 【3,000万円超】 <完済まで> 基準利率-0.3%	<完済まで> 基準利率 一定の要件(注5)に該当す る場合は,0.3%の利率低減が 可能
貸付方式	公庫直接扱及び代理店扱		公庫直接扱のみ
実施期限	平成31年3月31日まで		

※貸付利率については、(参考)日本政策金融公庫(生活衛生資金貸付)貸付利率一覧表を参照の こと。

- (注1) 生活衛生同業組合等にあっては5,000万円
- (注2) 現貸決済資金を利率低減の対象とすることはできない。
- (注3)貸付利率は災害貸付の利率を適用する。
- (注4) 直接被害者及び間接被害者における3,000万円を限度とする利率低減措置に関する限度額については、直接被害者と間接被害者との貸付金残高の合計金額(平成28年熊本地震に伴う生活衛生改善貸付の拡充部分等を含む。)で3,000万円である。
- (注5) 次のいずれかの要件に該当する場合は、利率が0.3%低減される。
 - 1 最近3カ月の売上高、売上高総利益率又は売上高営業利益率が前3年のいずれかの年の同期に 比し5%以上減少していること。
 - 2 最近1カ月の売上高,売上高総利益率又は売上高営業利益率が前3年のいずれかの年の同月に比して20%以上減少しており,かつ,その後の2カ月を含む3カ月の売上高,売上高総利益率又は売上高営業利益率が前3年のいずれかの年の同期に比して20%以上減少することが見込まれること。
- ③ 被害証明書等の提出がある場合であって、生活衛生関係営業平成28年熊本地震特別貸付を一般貸付に適用する場合には、「推せん書」の添付を省略することができる。

(2) 生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付における特例措置

① 平成28年熊本地震による直接被害又は間接被害を受けた者であって,一定の要件を満たすものにつ いては、既存の生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付の貸付限度額2,000万円とは別に1,000万円ま での融資が可能である。

② 制度の概要

	次のいずれにも該当する者
	ア 次のいずれかに該当する者
	(ア) 直接被害者
	熊本県内に事業所を有し、当該事業所が熊本地震により直接被害を受けた者
(+ / L + L 4	であって、被害証明書等を提出できるもの
貸付対象	(イ) 間接被害者
	熊本県内に事業所を有し、かつ、前(ア)の者と一定以上の取引がある者で
	あって、被害証明書等を提出できるもの
	イ 生活衛生同業組合等が策定する「生活衛生関係営業者再建支援方針」に沿って
	事業を行う者
資 金 使 途	災害復旧のための設備資金及び運転資金(注)
貸付限度額	既存の生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付とは別に1,000万円
貸付期間	設備資金:10年以内(2年以内)
(据置期間)	運転資金:7年以内(1年以内)
	ア直接被害者
	当初3年間:経営改善利率-0.9%
貸付利率	3年経過後:経営改善利率 イ 間接被害者
	当初3年間:経営改善利率-0.5%
	3年経過後:経営改善利率
実施期限	平成31年3月31日まで

※貸付利率については、(参考)日本政策金融公庫(生活衛生資金貸付)貸付利率一覧表を参照のこと。 (注) 現貸決済資金は取扱いできない。

- (3) 創業融資における特例措置(平成28年熊本地震関連)
 - ① 生活衛生関係営業新企業育成資金のうち、一定の条件を満たす創業する者及び創業後税務申告2期未満の者に対し、1,000万円を上限に利率の低減が可能である。
 - ② 制度の概要

② 制度の機要		
	生活衛生関係営業を創業しようとする者又は創業後税務申告2期未満の者であって,	
	次に掲げる要件を満たすもの	
	アー被災者創業	
	次のいずれかに該当する者	
	(ア) 平成28年熊本地震の影響により離職し、熊本県内で創業する者	
貸付対象	(勤務先が熊本県内に所在する場合に限る。)	
	(イ) 前(ア)により創業後税務申告2期未満の者	
	イ 被災地創業	
	次のいずれかに該当する者	
	(ア) 平成28年熊本地震後に熊本県内において創業する者	
	(イ) 前(ア)により創業後税務申告2期未満の者	
資 金 使 途	貸付対象に掲げる者が、創業するために必要な設備資金及び創業後の事業のために必	
頁 並 使 述	要な設備資金	
貸付限度額	生活衛生関係営業新企業育成資金に定める限度額のうち, 1,000万円	
貸付期間(据置期間)	20年以内(2年以内)	
	アー被災者創業	
15 11 51 15	当初3年間:基準利率-0.9%	
貸付利率 (注)	3年経過後:基準利率-0.5%	
	イー被災地創業	
	基準利率-0.3%	
実施期限	平成31年3月31日まで	

※貸付利率については、(参考)日本政策金融公庫(生活衛生資金貸付)貸付利率一覧表を参照のこと。 (注)貸付利率は災害貸付の利率を適用する。 (参考)

11 日本政策金融公庫(生活衛生資金貸付)貸付利率一覧表

一平成30年12月12日現在**一**

(単位:%(年))

貸付期間	基準利率	特別利率	特別利率	特別利率	浴場利率	※ (年) 経営改善 利 率
5 年 以 内	1. 76	1. 36	1. 11	0.86	0. 36	1. 11
5年超6年以内	1. 76	1. 36	1. 11	0.86	0. 36	1. 11
6年超7年以内	1. 76	1. 36	1. 11	0.86	0.36	1. 11
7年超8年以内	1. 76	1. 36	1. 11	0.86	0.36	1. 11
8年超9年以内	1. 76	1. 36	1. 11	0.86	0.36	1. 11
9年超10年以内	1. 76	1. 36	1. 11	0.86	0.36	1. 11
10年超11年以内	1. 76	1. 36	1. 11	0.86	0. 36	_
11年超12年以内	1. 76	1. 36	1. 11	0.86	0.36	_
12年超13年以内	1. 79	1. 39	1. 14	0.89	0.39	_
13年超14年以内	1.82	1. 42	1. 17	0.92	0.42	_
14年超15年以内	1. 95	1. 55	1. 30	1.05	0. 55	_
15年超16年以内	1. 95	1. 55	1. 30	1.05	0. 55	_
16年超17年以内	1. 95	1. 55	1. 30	1.05	0. 55	_
17年超18年以内	1. 95	1. 55	1. 30	1.05	0. 55	_
18年超19年以内	2.05	1.65	1. 40	1. 15	0.65	_
19年超20年以内	2.05	1.65	1. 40	1. 15	0.65	_
20年超21年以内	2.05	1. 65	1. 40	1. 15	0.65	_
21年超22年以内	2. 15	1. 75	1.50	1. 25	0.75	_
22年超23年以内	2. 15	1. 75	1. 50	1. 25	0. 75	_
23年超24年以内	2. 15	1. 75	1. 50	1. 25	0. 75	_
24年超25年以内	2. 25	1.85	1.60	1. 35	0.85	_
25年超26年以内	2. 25	1.85	1.60	1. 35	0.85	_
26年超27年以内	2. 25	1.85	1.60	1. 35	0.85	_
27年超28年以内	2. 25	1.85	1.60	1. 35	0.85	_
28年超29年以内	2. 25	1.85	1.60	1. 35	0.85	_
29年超30年以内	2. 35	1. 95	1.70	1. 45	0. 95	_

^{※1} 使途,返済期間,担保の有無などによって異なる利率が適用される。

² 利率は金融情勢によって変動するので貸付利率は記載されているものとは異なる場合がある。

12 日本政策金融公庫(生活衛生資金貸付)予算の年度別推移

(1) 一般会計より受入金(補給金)及び出資金

(単位:百万円)

													(+12.1	- 73 37
	年度 区分	昭42	60	平元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
	当初予算額	221	6, 394	4, 869	4,012	5, 991	6, 420	6,720	6,604	6, 730	5, 544	5,002	4, 517	2, 583
±40.△	補正増△減	$\triangle 1$	0	0	0	0	0	0	0	2, 338	1, 233	874	467	398
補給金	決算額	198	6, 394	4, 439	4,012	5, 991	6, 420	6, 720	6,604	9,068	6, 777	5, 876	4, 984	2, 981
	不用額	22	0	430	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般:	会計出資金	1,000	0	0	0	0	1,000	1,703	2, 200	4, 154	0	0	4, 700	0

	年度	12	13	14	15	16	17	18	19	2	0	91	22	23
	区分	12	13	14	15	10	11	10	19	上期	下期	21	22	23
	当初予算額	1, 190	2,002	1, 429	984	838	696	663	702	349	376	1,030	1, 229	1,532
補給金	補正増△減	355	0	0	0	0	0	0	0	0	66	0	0	0
拥和金	決算額	1,545	2,002	1, 429	984	801	696	663	702	349	389	882	1, 229	1,522
	不用額	0	0	0	0	37	0	0	0	0	53	149	0	10
一般会	会計出資金	0	700	200	0	3, 300	355	0	1,400	0	44	955	223	5, 245

	年度区分	24	25	26	27	28	29	30
	当初予算額	1,587	1,705	1,877	2, 180	2, 496	3, 056	3, 445
補給金	補正増△減	0	0	0	0	0	0	
開和並	決算額	1,564	1, 528	1, 498	2, 161	2, 496	2, 990	
	不用額	23	177	378	19	0	65	
一般会	計出資金	314	766	303	28	1, 144	1, 298	
+ - 1. 1 #5///	当初予算額	0	0	0	412	428	355	433
東日本大震災復興特別会計	決算額	0	0	0	412	428	355	
及天日加五田	不用額	0	0	0	0	0	0	

- ※1 平成10年度までは環境衛生金融公庫計上分,20年度上期までは国民生活金融公庫計上,20年度下期以降は日本政策金融公庫分
 - 2 平成23年度に受入れた一般会計出資金5,245百万円のうち3,131百万円は、平成24年12月28日付けで東日本大震災復興特別会計 に帰属している。

(2) 貸付計画額等

(単位:億円)

																		· 1 1 ·	
区	分	年度	昭42	60	平元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
			(0)	(210)	(210)	(210)	(210)	(210)	(210)	(210)	(210)	(210)	(210)	(210)	(210)	(190)	(190)	(210)	(210)
445		当初	200	1,850	2,020	2, 150	2, 250	2,350	2,800	3,060	3, 200	2,800	2,600	3, 200	2,530	2,300	2,300	3, 200	3, 200
貸	予							(△70)				(△70)	(50)						
		追加																	
4			0	0	0	0	0	750	530	0	0	△400	600	0	0	0	0	0	0
付	算	計																	
				(210)	(210)	(210)	(210)	(140)	(210)	(210)	(210)	(140)	(260)	(210)	(210)	(190)	(190)	(210)	(210)
_			200	1,850	2,020	2, 150	2, 250	3, 100	3, 330	3,060	3, 200	2,400	3, 200	3, 200	2,530	2,300	2,300	3, 200	3, 200
金	実	績	61	1,536	1, 991	2,066	2, 225	3, 022	3, 324	3,001	2, 517	2, 291	2, 177	2, 271	2,048	1,681	1, 318	1, 293	1, 786
	残	高	238	6, 347	6, 196	6,873	7, 649	9,027	10, 299	11, 254	10, 930	10, 934	10, 921	11, 112	11, 157	10, 483	9, 813	9, 156	10, 923

区	分	年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30 予算
			(190)	(170)	(150)	(150)	(150)	(150)	(70)	(60)	(55)	(55)	(55)	(55)	(55)	(55)	(55)
貸		当初	2, 300	2, 200	2,000	1,800	1,750	1,750	1,400	1, 200	1, 150	1, 150	1, 150	1, 150	1, 150	1, 150	1, 150
,	予																
付	tota	追加	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	算																
		計	(190)	(170)	(150)	(150)	(150)	(150)	(70)	(60)	(55)	(55)	(55)	(55)	(55)	(55)	
_			2,300	2, 200	2,000	1,800	1,750	1,750	1,400	1, 200	1, 150	1, 150	1, 150	1, 150	1, 150	1, 150	
金	実	績	1,034	941	765	675	693	625	625	516	538	526	526	641	807	822	
	残	高	8, 372	7, 552	6, 798	6,073	5, 481	4, 912	4, 427	3, 952	3, 559	3, 259	2, 984	2,897	2, 998	3, 133	

^{※1 ()} 内は、生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付分(19年度までは小企業等設備改善資金特別貸付分)で、内書である。

^{2 42}年度の生活衛生資金としては、200億円の外に国民金融公庫計上分100億円がある。

13 貸付状況等

(1) 貸付の推移

区 分	42年度	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
貸 付 額 (億円)	61	1, 907 (84)	1, 989 (77)	2, 126 (99)	2, 903 (119)	3, 191 (133)	2, 890 (111)	2, 398 (119)	2, 169 (122)	2, 063 (114)	2, 145 (126)	1, 936 (112)	1, 689 (97)	1, 598 (83)
貸付件数 (件)	9, 588	35, 757 (3, 760)	32, 225 (3, 320)	32, 238 (3, 943)	36, 476 (4, 779)	39, 634 (5, 404)	36, 905 (4, 362)	34, 615 (4, 300)	32, 504 (4, 601)	32, 411 (4, 342)	33, 353 (4, 517)	31, 096 (3, 996)	28, 355 (3, 473)	28, 357 (3, 010)
1件あたり 貸 付 金 (千円)	640	5, 333 (2, 244)	6, 172 (2, 311)	6, 595 (2, 512)	7, 959 (2, 488)	8, 053 (2, 454)	7, 832 (2, 551)	6, 927 (2, 778)	6, 675 (2, 646)	6, 364 (2, 638)	6, 434 (2, 796)	6, 227 (2, 807)	5, 959 (2, 797)	5, 633 (2, 780)

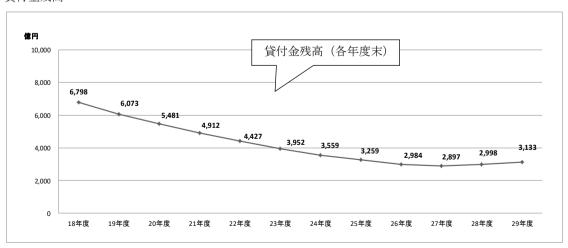
区 分	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
貸 付 額	1, 246	1, 225	983	892	725	675	693	625	625	516	538	526	526	641
(億円)	(71)	(68)	(52)	(50)	(40)	(36)	(46)	(42)	(39)	(30)	(32)	(34)	(38)	(37)
貸付件数(件)	23, 786	22, 984	18, 920	16, 902	14, 469	14, 675	14, 558	12, 501	12, 081	10, 118	9, 509	9, 301	9, 444	11, 755
	(2, 661)	(2, 512)	(1, 942)	(1, 827)	(1, 551)	(1, 404)	(1, 493)	(1, 268)	(1, 362)	(973)	(1, 009)	(965)	(1, 026)	(975)
1件あたり 貸 付 金 (千円)		5, 330 (2, 718)	5, 194 (2, 672)	5, 276 (2, 729)	5, 009 (2, 627)	4, 602 (2, 588)	4, 765 (3, 091)	5, 000 (3, 386)	5, 173 (2, 863)	5, 105 (3, 100)	5, 661 (3, 218)	5, 659 (3, 623)	5, 572 (3, 746)	5, 460 (3, 891)

区 分	28	29
貸 付 額 (億円)	807 (44)	822 (42)
貸付件数 (件)	13, 783 (1, 027)	14, 107 (984)
1件あたり 貸付金 (千円)	5, 857 (4, 295)	5, 827 (4, 332)

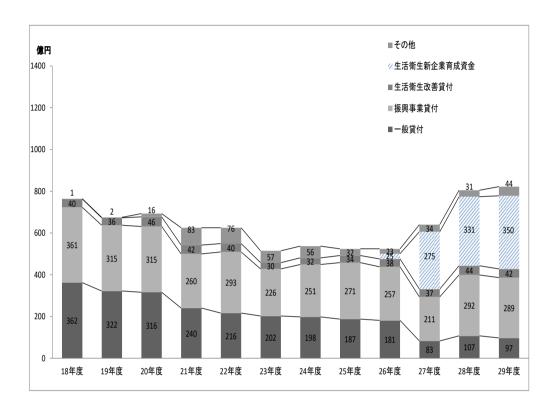
※()内数字は、生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付分(19年度までは小企業等設備改善資金特別貸付分)で、内書である。

(2) 貸付実績等について

貸付金残高



融資実績



(3) 貸付制度の推移(主要事項)

年 月 日	推
42. 9. 2	環境衛生金融公庫設立
42. 10. 2	制度発足(貸付業務開始)
43. 5.15	融資の一元化(環衛業を営むのに必要な設備資金は、原則としてすべて公庫資金により一元的に融資することとした)
43. 6.15	災害貸付要綱の制定
45. 9. 1	直接審査・貸付決定(乙式貸付の開始一定金額以上の借入申込については、公庫 が直接審査し、貸付決定を行うこととした)
47. 7. 1	民間金融機関に対する業務の直接委託
48. 10. 11	小企業等設備改善資金特別貸付の創設(常時雇用する従業員数が2人以下,クリーニング業にあっては5人以下の会社,個人。53.4.5小企業者に準ずる者~常時雇用する従業員数5人以下~も対象とした)(25.3.31まで)
57. 1. 1	直接貸付の実施(東京都、神奈川県で申込金額が一定額を超えるものについては、公庫が直接貸付を行うこととした)(13.4.20廃止)
57. 4. 6	公衆浴場特別対策の実施
58. 4. 4	振興事業施設貸付の創設
61. 10. 1	運転資金貸付の創設 (振興事業に係る運転資金制度の創設)
元. 3. 7	消費税導入円滑化貸付の創設(3.3.31廃止)
2. 3.26	経営基盤強化貸付の創設(3.3.31廃止)
3. 1.23	活性化貸付の創設(4.12.31廃止)
4. 9.14	緊急特例限度貸付制度の創設(7.3.31廃止)
4. 12. 14	特定フロン等規制に係る特別貸付制度の創設(7.12.31廃止)
4. 12. 14	発展基盤整備貸付の創設(7.3.31廃止)
5. 6. 4	返済資金特別貸付制度の創設(7.3.31廃止)
5. 6.16	環境衛生関係営業運転資金支援特別貸付制度の創設(7.6.30廃止)
6. 2.24	成長支援特別貸付制度の創設(7.3.31廃止)
7. 10. 19	事業展開支援特別貸付の創設(8.12.31廃止)
7. 10. 19	運転資金円滑化特別貸付の創設(8.12.31廃止)
7. 10. 19	返済資金緊急特別貸付の創設(17.3.31廃止)
9. 12. 1	営業振興運転資金貸付に係る貸付限度等の特例措置の実施(10.4.8廃止)
10. 4. 8	衛生環境激変対策特別貸付の創設
10. 4. 8	金融環境変化対応特別貸付の創設(12.12.22廃止)
10. 5. 1	事業展開支援特別貸付の創設(14.3.31廃止)
10. 6.17	運転資金円滑化特別貸付の創設(12.12.22廃止)
11. 10. 1	国民金融公庫と環境衛生金融公庫が統合し、国民生活金融公庫発足
12. 12. 25	生活衛生経営安定貸付の創設 (25.3.31まで (一部資金は22.3.31まで))
15. 2. 3	経済再生改革対応緊急貸付の創設(17.3.31廃止)
20. 10. 1	国民生活金融公庫と他の政府系金融機関が統合し、株式会社日本政策金融公庫発足
23. 5.23	東日本大震災復興特別貸付を創設
28. 5.31	平成28年熊本地震特別貸付を創設

(4) 平成29年度業種別・貸付種別 貸付状況

業種等	_	-般貸付	振興	基業貸付		∈活衛生 業育成資金
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
飲食店関係営業	1,514	5,581,260	1,934	14,348,870	4,405	22,978,190
そば・うどん店	70	194,470	83	779,020	110	649,890
中華料理店	133	619,660	159	1,214,620	384	2,084,120
すし店	54	199,590	97	851,700	69	458,290
料理店	6	18,000	12	119,000	18	154,500
喫茶店	121	376,520	107	778,760	378	1,974,930
社交業	119	348,280	179	790,470	324	1,289,550
その他飲食店	1,011	3,824,740	1,297	9,815,300	3,122	16,366,910
食肉販売業	6	38,800	20	232,470	13	69,800
食鳥肉販売業	1	1,500	4	16,700	2	7,000
氷雪販売業	2	6,900	2	35,000	0	0
理容業	256	613,400	436	1,819,000	262	1,477,280
美容業	524	1,646,540	1,037	6,223,040	1,574	9,529,320
興行場営業	1	3,000	3	24,700	2	18,000
ホテル・旅館業	91	549,750	194	4,906,060	24	398,580
簡易宿所営業	53	769,550	12	111,850	50	541,660
下宿営業	2	7,100	0	0	0	0
一般公衆浴場業	42	359,240	3	131,500	0	0
サウナ営業	1	30,000		-	1	1,200
クリーニング業	77	172,510	153	1,071,960	4	47,600
理·美容師養成施設	0	0	_	-	0	0
合 計	2,570	9,779,550	3,798	28,921,150	6,337	35,068,630

(単位:件,千円)

その	他特例貸付	生活律	前生改善貸付 「 を	特	持別貸付		全貸付
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
6	31,030	538	2,534,440	240	2,253,700	8,637	47,727,490
1	2,000	25	105,340	11	130,200	300	1,860,920
0	0	61	279,480	22	211,400	759	4,409,280
0	0	23	127,100	17	152,200	260	1,788,880
0	0	3	19,700	4	98,000	43	409,200
0	0	40	206,540	13	161,700	659	3,498,450
1	400	68	272,220	24	130,850	715	2,831,770
4	28,630	318	1,524,060	149	1,369,350	5,901	32,928,990
0	0	1	5,000	10	145,000	50	491,070
0	0	2	21,600	2	68,200	11	115,000
0	0	1	15,000	1	3,000	6	59,900
2	3,800	196	588,310	12	156,070	1,164	4,657,860
8	37,850	119	486,390	89	589,730	3,351	18,512,870
0	0	1	20,000	0	0	7	65,700
2	6,000	25	193,000	32	614,300	368	6,667,690
2	80,480	0	0	1	20,000	118	1,523,540
0	0	0	0	0	0	2	7,100
0	0	13	70,400	0	0	58	561,140
0	0	-	_	-	-	2	31,200
0	0	88	329,150	11	171,500	333	1,792,720
0	0	_	-	_	-	0	0
20	159,160	984	4,263,290	398	4,021,500	14,107	82,213,280